

議案第 1 2 7 号

澁川市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 3 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市民会館条例の一部を改正する条例

澁川市民会館条例（平成 1 8 年澁川市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「附属施設」を「附属設備」に改める。

第 1 6 条第 2 号中「会館の」を削り、同条第 3 号中「施設」を「施設等」に改める。

第 2 0 条第 3 号中「の理由無く」を「な理由がなく」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第 1 4 条関係）

1 大ホール利用料金

（単位：円）

種別区分			利用料金		
			午前	午後	夜間
大 ホ ー ル	土 日	入場料 1, 0 0 0 円以下（無料の場合を含む。）	1 7, 6 0 0	2 7, 7 0 0	3 7, 8 0 0
		入場料 1, 0 0 1 円以上 2, 0 0 0 円以下	3 9, 0 0 0	6 0, 4 0 0	7 8, 0 0 0
	休 日	入場料 2, 0 0 1 円以上	6 0, 4 0 0	9 0, 6 0 0	1 2 0, 7 0 0
		平 日	入場料 1, 0 0 0 円以下（無料の場合を含む。）	1 3, 9 0 0	2 1, 4 0 0

		入場料 1,001 円以上 2,000 円以下	30,200	45,300	60,400
		入場料 2,001 円以上	45,300	67,900	90,600
舞台 の み の 場 合	土 ・ 日	入場料 1,000 円以下（無料の場 合を含む。）	5,700	8,800	11,400
	・ 休 日	入場料 1,001 円以上	13,900	21,400	29,000
	平 日	入場料 1,000 円以下（無料の場 合を含む。）	4,400	7,000	9,500
		入場料 1,001 円以上	10,100	15,100	20,200
楽屋		主催者事務室	500	800	1,000
		楽屋A	600	800	1,100
		楽屋B	600	800	1,100
		楽屋C	700	900	1,300
		楽屋D	800	1,100	1,400
		楽屋E	800	1,300	1,500
		リハーサル室	1,200	1,700	2,400
		シャワー室	1,500	1,500	1,500

2 会議室等利用料金

(単位：円)

種別区分	利用料金		
	午前	午後	夜間
小ホール	5,700	8,800	11,400

楽屋	楽屋 F	5 0 0	7 0 0	9 0 0
	楽屋 G	3 0 0	5 0 0	6 0 0
会議室	第 1 会議室	1, 4 0 0	1, 9 0 0	2, 4 0 0
	第 2 会議室	1, 4 0 0	1, 9 0 0	2, 4 0 0
	第 3 会議室	1, 4 0 0	1, 9 0 0	2, 4 0 0
	第 4 会議室	1, 4 0 0	1, 9 0 0	2, 4 0 0
	第 5 会議室	7 0 0	8 0 0	1, 1 0 0
	特別会議室	2, 0 0 0	2, 5 0 0	3, 0 0 0
多目的室		2, 0 0 0	2, 5 0 0	3, 0 0 0
附属設備		規則で定める。		

備考

- 1 午前、午後、夜間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前 9 時から正午までをいう。
 - (2) 午後とは、午後 1 時から午後 5 時までをいう。
 - (3) 夜間とは、午後 6 時から午後 1 0 時までをいう。
- 2 休日とは、祝日法に規定する休日をいう。
- 3 第 1 項の区分による時間に満たない場合であっても、利用料金は割引しない。
- 4 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいい、入場料の額が異なる場合は、その最高額をもって入場料とする。
- 5 大ホールを商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的で利用する場合の利用料金は、2, 0 0 1 円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。
- 6 小ホール、会議室又は多目的室を商品展示、予約、販売等、営業宣伝その他これに類する目的で利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の 1. 5 倍の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の渋川市民会館条例第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

理 由

渋川市民会館耐震補強及び改修工事後の開館に向けた利用料金の見直し並びに消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市民会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行																																	
<p>(利用の許可) 第8条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 (略)</p> <p>(利用料金の不還付) 第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、<u> </u>施設等を利用することができないとき。 (3) 大ホールについては、利用期日前30日、その他の施設等については、利用期日前7日までに利用の変更又は取消しの許可を受けたとき。</p> <p>(過料) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。 (1)・(2) (略) (3) 正当な理由がなく原状の回復をせず、その費用を負担しない者</p> <p>別表（第14条関係） 1 大ホール利用料金</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種別区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">土</td> <td style="text-align: center;">入場料</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホ</td> <td style="text-align: center;">・</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>	種別区分	利用料金			午前	午後	夜間	大	土	入場料	円	ホ	・	円	円	<p>(利用の許可) 第8条 会館の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 (略)</p> <p>(利用料金の不還付) 第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) (略) (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、<u>会館の施設等</u>を利用することができないとき。 (3) 大ホールについては、利用期日前30日、その他の施設等については、利用期日前7日までに利用の変更又は取消しの許可を受けたとき。</p> <p>(過料) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処することができる。 (1)・(2) (略) (3) 正当な理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者</p> <p>別表（第14条関係） 1 大ホール利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">種別区分</th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">土</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">入場料1,000円以</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ホ</td> <td style="text-align: center;">・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別区分		午前	午後	夜間	備考	大	土	円	円	円	入場料1,000円以	ホ	・				
種別区分		利用料金																																
	午前	午後	夜間																															
大	土	入場料	円																															
ホ	・	円	円																															
種別区分		午前	午後	夜間	備考																													
大	土	円	円	円	入場料1,000円以																													
ホ	・																																	

大ホール	土・日・休日	入場料1,000円以下(無料の場合を含む。)	<u>17,600</u>	<u>27,700</u>	<u>37,800</u>
		入場料1,001円以上2,000円以下	<u>39,000</u>	<u>60,400</u>	<u>78,000</u>
		入場料2,001円以上	<u>60,400</u>	<u>90,600</u>	<u>120,700</u>
	平日	入場料1,000円以下(無料の場合を含む。)	<u>13,900</u>	<u>21,400</u>	<u>29,000</u>
		入場料1,001円以上2,000円以下	<u>30,200</u>	<u>45,300</u>	<u>60,400</u>
		入場料2,001円以上	<u>45,300</u>	<u>67,900</u>	<u>90,600</u>
舞台のみの場合	土・日・休日	入場料1,000円以下(無料の場合を含む。)	<u>5,700</u>	<u>8,800</u>	<u>11,400</u>
	入場料1,	<u>13,900</u>	<u>21,400</u>	<u>29,000</u>	

一 ル	日・祝日	1,000円以下	<u>16,800</u>	<u>26,400</u>	<u>36,000</u>	下に無料の場合を含む。
		2,000円以下	<u>37,200</u>	<u>57,600</u>	<u>74,400</u>	
		2,001円以上	<u>57,600</u>	<u>86,400</u>	<u>115,200</u>	
	平日	1,000円以下	<u>13,200</u>	<u>20,400</u>	<u>27,600</u>	
		2,000円以下	<u>28,800</u>	<u>43,200</u>	<u>57,600</u>	
		2,001円以上	<u>43,200</u>	<u>64,800</u>	<u>86,400</u>	
舞台のみの場合	土・日・祝日	練習	<u>5,400</u>	<u>8,400</u>	<u>10,800</u>	
		準備				
	入場料	1,000円以下	<u>5,400</u>	<u>8,400</u>	<u>10,800</u>	
		1,001円以上	<u>13,200</u>	<u>20,400</u>	<u>27,600</u>	
平	練習	<u>4,200</u>	<u>6,600</u>	<u>9,000</u>		

		<u>001円以上</u>		
平日		<u>入場料1,000円以下(無料の場合を含む。)</u>	<u>4,400</u>	<u>7,000</u>
		<u>入場料1,001円以上</u>	<u>10,100</u>	<u>15,100</u>
楽屋	主催者事務室	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>
	楽屋A	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
	楽屋B	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
	楽屋C	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,300</u>
	楽屋D	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>
	楽屋E	<u>800</u>	<u>1,300</u>	<u>1,500</u>
	リハーサル室	<u>1,200</u>	<u>1,700</u>	<u>2,400</u>
	シャワー室	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>

		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
平日	準備	入場料		
		<u>1,000円以下</u>	<u>4,200</u>	<u>6,600</u>
		<u>1,001円以上</u>	<u>9,600</u>	<u>14,400</u>
楽屋	主催者事務室	<u>400</u>	<u>700</u>	<u>900</u>
	楽屋A	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>
	楽屋B	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>
	楽屋C	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,200</u>
	楽屋D	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>
	楽屋E	<u>700</u>	<u>1,200</u>	<u>1,400</u>
	リハーサル室	<u>1,100</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>
	浴室	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>

2 会議室等利用料金

(単位：円)

種別区分		利用料金		
		午前	午後	夜間
小ホール		<u>5,700</u>	<u>8,800</u>	<u>11,400</u>
楽屋	楽屋F	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>
	楽屋G	<u>300</u>	<u>500</u>	<u>600</u>
会議室	第1会議室	<u>1,400</u>	<u>1,900</u>	<u>2,400</u>
	第2会議室	<u>1,400</u>	<u>1,900</u>	<u>2,400</u>
	第3会議室	<u>1,400</u>	<u>1,900</u>	<u>2,400</u>
	第4会議室	<u>1,400</u>	<u>1,900</u>	<u>2,400</u>
	第5会議室	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
	特別会議室	<u>2,000</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
	多目的室	<u>2,000</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
附属設備	規則で定める。			

2 会議室等利用料金

種別区分		午前	午後	夜間
		円	円	円
小ホール		<u>5,400</u>	<u>8,400</u>	<u>10,800</u>
楽屋	楽屋F	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>800</u>
	楽屋G	<u>250</u>	<u>400</u>	<u>500</u>
会議室	第1会議室	<u>1,300</u>	<u>1,800</u>	<u>2,200</u>
	第2会議室	<u>1,300</u>	<u>1,800</u>	<u>2,200</u>
	第3会議室	<u>1,300</u>	<u>1,800</u>	<u>2,200</u>
	第4会議室	<u>1,300</u>	<u>1,800</u>	<u>2,200</u>
	第5会議室	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>
茶室	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,900</u>	
附属設備	規則で定める			

備考

- 1 午前、午後、夜間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前9時から正午までをいう。
 - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
 - (3) 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 2 休日とは、祝日法に規定する休日をいう。
- 3 第1項の区分による時間に満たない場合であっても、利用料金は割引しない。
- 4 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいい、入場料の額が異なる場合は、その最高額をもって入場料とする。
- 5 大ホールを商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的で利用する場合の利用料金は、2,001円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。
- 6 小ホール、会議室又は多目的室を商品展示、予約、販売等、営業宣伝その他これに類する目的で利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の1.5倍の額とする。

備考

- 1 午前、午後、夜間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前9時から正午までをいう。
 - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
 - (3) 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 2 前項の区分による時間に満たない場合____、利用料金は割引しない。
- 3 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称のいかんにかかわらず催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする_____。
- 4 大ホールを商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的で利用する場合の利用料金は、2,001円以上の入場料を徴収するものとみなす_____。
- 5 小ホール及び会議室_____を商品展示、予約、販売等、営業宣伝その他これに類する目的で利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 本市住民（本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは勤務する者をいう。）が利用する場合 規定利用料金の2倍の額
 - (2) 市外の者（前号以外のものをいう。以下同じ。）が利用する場合 規定利用料金の4倍の額
- 6 市外の者が大ホールを利用し入場料1,000円以下を徴収する場合は、規定利用料金の1.5倍の額とする。